

議会報告会での市民からの意見に対する回答

市民の意見

○反問権の導入

反問権とは、議員の質問に対して、市執行部が議長の許可により、論点争点を明確にするために質問者に質問できる権利。反問権を議会基本条例に追加し、適切に運用されたい。

議会の回答

市議会では議会改革推進特別委員会を設置し、議会運営に関するさまざまな課題を調査しています。反問権も調査課題のひとつで、現在、委員会において反問権の導入の可否について調査研究を進めているところです。本議会における議論の活性化、市民によりわかりやすい議会を目指し今後も協議していきます。

市民の意見

○議会報告会の年2回開催

矢板市議会では年3回、高根沢町議会では年4回、議会報告会を開催している。

那須烏山市議会ではYouTubeでの議会映像配信が始まり、これまで以上に議会への関心が高まってくるものと思われる。市民との意見交換の場を増やしてもらいたい。

議会の回答

ご意見いただいたとおり、矢板市議会では年3回、高根沢町議会では年4回開催していますが、議員をいくつかのグループ分けをしてそれぞれ別日に開催する、テーマを設けて参加対象者を限定するなど、いずれも那須烏山市議会とは異なる方法で開催しています。

他市町の議会を参考に、市民の皆様が参加しやすく、また、分かりやすい議会報告会の開催方法を検討してまいります。

市民の意見

○庁舎整備についての意見交換会の開催

議会の合意形成のヒントとなるよう、庁舎整備にテーマを絞った意見交換会を令和6年3月までに開催してもらいたい。

議会の回答

現在、市長の諮問機関である庁舎整備検討委員会が新庁舎の立地場所や規模等の検討・審議をしておりますので、議会としては次回の議会報告会において市民の皆様からのご意見を伺えればと思います。

市民の意見

○令和4年度6月補正予算の修正動議

公園整備についての予算が修正動議により削除されたことを受け、主に市内に住む子育て世代で「夏の木陰プロジェクト」を結成し、子育て施設整備を求める281名分の署名及び要望書を市長及び議長宛てに提出した。

これに対し市議会側から、「子育て施設の整備を求める要望書に対する説明書」と題した回答書の提出があった。回答書の内容は「令和4年度補正予算で、公衆トイレ修繕、事業費に関する本会議での質疑の中で、公園整備の内容に疑問を持つ議員が多数を占めたことから修正動議が可決された」というもの。

しかし、議会からの回答が事実と異なっているところが何点かあり、修正動議の根拠にはならないのではないかと。

(1) 「補正予算に計上されたトイレや遊具が、市の公共施設等総合管理計画に沿っていない」との議会側の意見

⇒公園施設はそもそも公共施設等総合管理計画の対象外である。

(2) 補正予算に計上されたトイレや遊具について「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に沿っていない」との議会側の意見

⇒条例では公園の記載はあるが、公園の遊具に関しては条例の対象外である。

(3) 「栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に即していないとの議会側の意見

⇒この条例は、手話展示、筆談、身振り手振り、ICT等を活用するなど、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の促進について規定したものであり、トイレや公園の遊具といったハード事業に該当する条例ではない。

議会の回答

(1) ご意見いただいたとおり、令和4年3月に改定された「那須烏山市公共施設等総合管理計画」の「1-4計画の対象範囲」には、公園は対象範囲と明記されておりませんが、逆に対象外と明記されているものにも入っておりません。

本計画は「公共サービスの低下を招くことなく、中長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うこと」を目的としていることから、市が管理するトイレや駐車場等が設置されている公園が本計画の対象外と考えにくく、公園施設の改修や修繕を行う場合は、他の公共施設と同様、ユニバーサルデザインに配慮すべきと考えました。

なお、栃木県内の他市町の公共施設等総合管理計画では、公共施設として公園も計画の対象範囲として含めており、一般的に「公共施設」と呼ばれる施設には公園も含まれるものと考えています。

(2) 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」の第二条には、公共的施設の定義として列挙さ

れている中には公園が規定されており、規則で定めるものとしてトイレも規定されています。さらには同条に「これらに付帯する施設をいう」と規定されていることから、公園敷地内に設置されている遊具も条例に規定する「付帯する施設」にあたるものと考えられます。

また「那須烏山市地域防災計画」の風水害等対策編 第1章予防・第4節・要配慮者対策においては、「高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。」と定めており、これらの点からも公園のトイレや遊具の設置時には当然考慮すべきものと考えます。

(3)「栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」につきましては、令和4年第3回6月定例会第1日目におきまして上程された議案第1号那須烏山市一般会計補正予算（第1号）の審議の中で、栃木県が進めるバリアフリーに関する施策の最も新しいものの一つとして例示しておりますが「子育て施設の整備を求める要望書に対する説明書」への記述内容が的確ではありませんでした。ここにお詫びして訂正いたします。

会議録を改めて確認いたしますと「栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に沿っていないことを根拠に修正を求めたのではなく、国や県がバリアフリーに関する施策を進める中、これから市が実施する清水川せせらぎ公園整備事業において施設のバリアフリー化への配慮がされていないことに対して修正を求めています。

限られた予算の範囲内ではございますが、令和4年8月5日に提出いただいた要望書にございますように「子どもからお年寄りに至るまで、みんなが楽しく安全に利用できる公園の充実」に向けて市執行部と協議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。